

平戸市農業委員会第1回総会議事録

■開催日時：令和3年4月26日（月）9時30分～10時45分

■開催場所：平戸市役所3階会議室

■農業委員：19人中17人出席 欠席委員：1番、8番

※委員名簿は議事録末に添付

■総会公開非公開の別：公開 ■傍聴人数：0人

■事務局 林事務局長 浅田参事兼班長 植野主任主事 大石主任主事

■関係課 山中農林課主事補

■書記の職氏名 職氏名：林事務局長

■議事録の公開 公開

■総会日程

日程1 開会

日程2 会長あいさつ

日程3 議事録署名委員及び書記の指名

日程4 会務報告

日程5 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 非農地通知取消について

議案第5号 非農地通知申出について

議案第6号 第1回農用地利用集積計画(案)について

議案第7号 第1回農用地利用配分計画(案)に対する意見について

報告第1号 農地改良等届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約について

日程6 閉会

発言者名	会議の概要
事務局	<p>■日程1 開会宣言</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから令和3年度平戸市農業委員会第1回総会を開会いたします。</p> <p>開会にあたりまして、川村会長がごあいさつ申し上げます。</p>
会長	<p>■日程2 会長あいさつ</p> <p>委員の皆様、おはようございます。本日は第1回総会にご出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>今回はコロナの関係で最適化推進員の出席を見合わせ農業委員のみで行います。事業説明など、推進委員も含めて行う必要もありますが致し方ありません。また懇親会も久しく行われていませんが、ご理解ください。</p> <p>本日は、議案が7件、報告2件となっております。最後までご審議いただきますようお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。本日、欠席のご連絡をいただいた委員は、農業委員1番、8番委員から欠席の届出の連絡がありましたので報告いたします。</p> <p>よって、平戸市農業委員会総会会議規則第10条の規定である過半数を超えており、総会成立を報告いたします。それでは、同規則第6条の規定に基づき、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の進行につきまして川村会長をお願いいたします。</p>
会長	<p>■日程第3 議事録署名人及び書記の指名</p> <p>それでは日程第3の議事録署名委員および書記を指名いたします。</p> <p>平戸市農業委員会総会会議規則、第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長指名でご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>「異議なし。」と認めます。</p> <p>それでは、議事録署名委員に4番、5番委員、書記に事務局長を指名いたします。以上で日程第3を終わります。</p> <p>■日程第4 会務報告</p>

会長	次に日程第4、4月の会務報告及び5月の会務予定について事務局が報告いたします。
事務局	<p>それでは4月の主な会務報告をいたします。(4月会務報告を報告) 次に5月の行事予定を申し上げます。(5月会務予定を報告) 以上で会務報告を終わります。</p>
会長	<p>それでは次回、5月総会の日程をあらかじめ決めたいと思います。 次回総会を5月26日(火曜日)午前9時30分とし、場所は、未来創造館ホールにおいて行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	「異議なし。」
会長	<p>異議がありませんので、次回の総会日程を5月26日(水曜日)午前9時30分とし、場所は、平戸市役所3階会議室において行うことといたします。</p>
	<p>■日程第5 議事 《議案1号 農地法第3条の規定による許可申請について》 次に、「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局からの提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。 議案書の2ページをお開きください。 農地法第3条第1項の規定に基づき、農地法第3条の規定による許可申請書が提出されたことから、農業委員会の許可を求めることとなっております。 参考については、農地法を抜粋しており、第3条については、農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権もしくは、その他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、もしくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないと定められております。 3ページをお開きください。 整理番号1番 譲渡人、譲受人については記載のとおりとなっております。 申請農地ですが、下中津良町字前田556番2、地目は(田)で、地積990㎡、の1筆、自作となっております。現在の耕作面積、12,550㎡、所有権移転した後の面積13,540㎡になり、中津良地区の下限面積40aをクリアしています。 事由としては、農業経営規模拡大のため所有権移転の売買であります。</p>

事務局	<p>前のスクリーンを見てください。位置としては、国道を津吉方面に向かい、消防署中津良出張所を過ぎて、河川の向こう側にある水田地帯の真ん中にあります。</p> <p>現在も耕作されている状況であります。</p> <p>つづきまして、整理番号2番 譲渡人、譲受人については記載のとおりとなっております。</p> <p>申請農地ですが、大久保町字ユチウバル 2051 番 1、地目は(畑)で、地積 3,965 m²、の1筆、自作となっております、現在の耕作面積、3,965 m²、所有権移転した後の面積 3,965 m²になり、平戸地区の下限面積 30 a をクリアしています。</p> <p>事由としては、農業経営を本格的(トラクターの購入したことなど)に実施するため所有権移転の売買であります。</p> <p>関連であります、議案書の21 22ページをお開きください。</p> <p>報告 第2号 農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約について、整理番号1番に記載されておりますとおり、これまでは、賃貸借契約を10年間 結んでおりましたが、これを解約し、今回、3条の許可で、所有権の移転を行うものです。</p> <p>前のスクリーンを見てください。</p> <p>位置としては、市内より、田の浦、田助方面に向かい、平戸海上ホテルを過ぎて、左に曲がり、薄香方面に200m 行ったところから、平戸中学校、崎方公園に向かう、カドのところにある 畑で4枚に分かれております。</p> <p>現在は、一部、野菜等を耕作されており、これから本格的に農業を行っていくとのことあります。</p> <p>以上の2件について、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
3番委員	<p>2番の件ですが、田平町になっていますが、平戸に来る経緯は？</p>
事務局	<p>大田氏はふるさと地域協力員となっております、平戸にも家を持っている関係で貸借により耕作をしていたが、解約し今回正式に購入することになっている。</p>
会長	<p>ほかにありませんか。それでは、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり許可することで、皆さん、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第1号を原案のとおり許可することで決定いたします。</p>

<p>会長</p>	<p>《議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について》</p> <p>次に、「議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書 4 ページをお開きください。</p> <p>農地法第 4 条第 1 項の規定については、参考にありましとおり、第 4 条は、農地の転用の制限となっており、自己が所有している農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事の許可を受けなければならないとなっております。</p> <p>農業委員会の役割としては、許可申請書の内容を審議し、意見書を作成して、県知事に提出することとなっております。</p> <p>議案書 5 ページをお開きください。</p> <p>整理番号 1 番 申請人については、記載のとおりとなっております。</p> <p>申請農地ですが、生月町御崎字目瀬 557 番 4、地目は畑で、地積 147 m²、用途は、進入路及び駐車場、農地種別は第 2 種、事由としましては、昭和 55 年頃から進入路及び駐車場として利用しているものです。(コンクリート舗装などは、昭和 57 年頃からだと聞いております。)</p> <p>既に 20 年以上が経過しており、簡易手続相当の違反案件ということで、長崎県農地転用事務指針に基づき、「非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、20 年以上引続き非農地である土地」に該当することから、県の追認許可相当の判断が 4 月 6 日付けで出ております。</p> <p>前のスクリーンを見てください。位置としては、生月島の北側に位置し、大バエ灯台方面の右側の住宅が密集しているところにあります。写真にありますとおり、既に駐車場及び進入路(階段)となっており、現在も使用されております。農地の判断につきましても、周辺に農地はあるものの、住宅地が多く、まとまった農地(10ha 以上)に隣接することもないことから、第 2 種農地と判断しているところです。</p> <p>以上の 1 件について、ご審議のほどよろしく申し上げます</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>3 番委員</p>	<p>昭和 55 年に転用しているのに何で今頃か？</p>
<p>事務局</p>	<p>当地は昭和 53 年に申請者の父親が購入したが、その時にはすでに非農地化していた。今回、台帳整理等を行う中で、違反転用だとわかり申請したということです。</p>
<p>会長</p>	<p>ほかにありませんか。それでは、質疑を終結し採決に入ります。議案第 2 号について、原案のとおり許可することで、皆さん、</p>

委員一同	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 2 号を原案のとおり許可することで決定いたします。</p> <p>《議案第 3 号 農地法第 5 条規定による許可申請について》</p> <p>次に、議案第 3 号「農地法第 5 条規定による許可申請」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 6 ページをお開きください。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定については、参考にありましとおり、第 5 条は、農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限となっており、所有権の移転や貸借権などの設定に伴う場合において、農地を農地以外のものにする当事者は、都道府県知事の許可を受けなければならないとなっております。</p> <p>農業委員会の役割としては、許可申請書の内容を審議し、意見書を作成して、県知事に提出することとなっております。</p> <p>議案書 7 ページをお開きください。</p> <p>整理番号 1 番 譲渡人、譲受人については、記載のとおりとなっております。</p> <p>申請農地ですが、明の川内町字寺内 2 4 0 番 1、地目は畑で、地積 481 m²、の 1 筆となっており、用途は一般住宅用地、農地種別は第 2 種、事由としましては、一般住宅建築のため、契約は、所有権移転（売買）となっております。</p> <p>位置としては、平戸北部の 明の川内町の海岸道路の真ん中に位置し、近くには、梅やしき借楽園があります。</p> <p>航空写真、現況写真にありますとおり、現在は、耕作していません、自己管理している農地であります。</p> <p>今回の計画である一般住宅については、両親、兄弟、本人家族が同居する木造 2 階建ての 2 世帯住宅を建築することになっており、汚水等は合併浄化槽を設置するものです。</p> <p>駐車場も 6 台分が必要であるとのことでした。</p> <p>別の候補地も検討したが、土地所有者との協議や所要面積の確保などが整わなく、断念しております。</p> <p>農地の判断につきましても、周辺に農地はあるものの、耕作している農地も少なく、市道や農道で分断されており、まとまった農地（10 ha 以上）に隣接することもないことから、第 2 種農地と判断しているところです。</p> <p>整理番号 2 番 譲渡人、譲受人については、記載のとおりとなっております。</p> <p>申請農地ですが、宝亀町字中田 1391 番 4 他 1 筆、地目は田で、地積合計 696 m²、の 2 筆となっており、用途は一般住宅用地、農地種別は第 2 種、事由としましては、一般住宅建築のため、契約は、所有</p>

事務局

権移転（売買）となっております。

前のスクリーンを見てください。位置としては、平戸中部の 宝亀町の真ん中に位置し、近くには、宝亀教会や旧宝亀小学校があります。

航空写真、現況写真にありますとおり、現在は、耕作していません、自己管理している農地となっております。

今回の計画については、両親が住んでいるところに隣接して平屋建て住宅 154 m²を建築することになっており、汚水等は合併浄化槽を設置することになっております。

全体の土地を転用することですが、隣接する市道からの排水が流下しており、現状のままに使用することや、出入り口及び安全帯の設置などにより、有効面積は 494 m²となります。

両親の近い土地を探しており、別の候補地も検討したが、造成工事が過大になることから断念しております。

農地の判断につきましても、周辺に農地はあるものの、耕作している農地も少なく、市道や農道で分断されており、まとまった農地（10 ha 以上）に隣接することもないことから、第2種農地と判断しているところです。

整理番号3番 譲渡人、譲受人については、記載のとおりとなっております。

申請農地ですが、猪渡谷町字井上前 2331 番、地目は田で、地積 409 m²、の1筆となっております、用途は一般住宅用地、農地種別は第2種、事由としましては、昭和47年から一般住宅として利用しているもの、契約は、所有権移転（交換：むかし、祖父母と前土地所有者との間で、牛と田んぼを交換したそうです）となっております。

既に20年以上が経過しており、簡易手続相当の違反案件ということで、長崎県農地転用事務指針に基づき、「非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、20年以上引続き非農地である土地」に該当することから、県の追認許可相当の判断が4月2日付けで出ております。

位置としては、平戸南部の 猪渡谷町の真ん中に位置し、周囲は住宅が密集しているところにあります。

航空写真、現況写真にありますとおり、既に一般住宅として利用されております。

農地の判断につきましても、周辺に農地はあるものの、耕作している農地も少なく、市道で分断されており、まとまった農地（10 ha 以上）に隣接することもないことから、第2種農地と判断しているところです。

整理番号4番 譲渡、譲受人については、記載のとおりとなっております。

申請農地ですが、生月町字志保良 3307 番1 他2筆、地目は畑で、地積合計 2,557 m²、の3筆となっております、用途は農業用施設用地、農地種別は第2種、事由としましては、牛舎及び堆肥舎建築のため、契約は、使用貸借となっております。

位置としては、生月町の西側を通る農道（通称：サンセットロード）の北に位置し、近くには、生月最終処分場があります。

事務局	<p>航空写真、現況写真にありますとおり、現在は、牛の飼料など耕作している農地で、隣接して、別の農業者が経営する牛舎もあります。</p> <p>今回の計画については、補助事業を活用したリース牛舎及び堆肥舎の建設となっており、31頭規模を予定しております。</p> <p>汚水等についても、堆肥として再利用することになっており、周囲に住宅や農地もないことから、におい等についても、問題は発生しないものと考えられます。</p> <p>所要面積2,557㎡に対し、牛舎及び堆肥舎の建築面積が552㎡となっており、2,000㎡近くが残るようになりますが、ご存じとおもいますが、牛の出荷などによる、大型トラックの出入りや飼料置き場など、十分なスペースが必要とされます。</p> <p>農地の判断につきましても、周辺に農地はなく、農道で分断されており、第2種農地と判断しているところです。</p> <p>(スライド説明)</p> <p>以上の4件について、ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>事務局の提案説明が終わりましたので、関係委員の補足説明をお願いします。</p>
16番委員	<p>議案3号、整理番号1番の補足説明を行ないます。</p> <p>令和3年4月15日 午前9時30分頃から、北部地区農業委員、推進委員、土地所有者、申請代理人、事務局で現地確認を行ないました。</p> <p>申請人は、市内の市営住宅に住んでおりますが、祖父母が農業を行っていることから、近くに住宅を建築し、働きながらではありますが、農業も手伝いたいと思っております。</p> <p>今回の申請は、両親と同居する方法の、二世帯住宅を建設する計画となっております。</p> <p>また、自家用車についても、祖父母、親、夫婦、兄弟が利用するため、6台を駐車するスペースが必要であるとのことでした。</p> <p>申請地については、土地所有者の父親が、野菜を作るなど利用されておりましたが、父親が亡くなってからは、耕作する人もいなく、保全管理している状況となっております。</p> <p>今回の計画の中で、雨水については、溜桝を設置し、自然流下させる。</p> <p>汚水等については、合併浄化槽を設置し、排水路に流すことになっております。</p> <p>周囲の農地については、まとまった農地もなく、耕作していない農地となっており、日照、通風等による影響はないように見受けられました。</p> <p>今回の案件については、特に問題はないかと思われまます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
14番委員	<p>議案3号、整理番号2番の補足説明を行ないます。</p> <p>令和3年4月16日 午前10時頃から、中部地区農業委員、推進</p>

	<p>委員、申請代理人、事務局で現地確認を行ないました。 申請人は、市内のアパートに住んで、学校に勤務しております。 今回の申請は、親が住んでいるところに隣接して、住宅を建設する計画となっております。 土地所有者は、市外に住んでおり、耕作する人もいなく、保全管理の状態となっております。 周囲の農地については、まとまった農地もなく、隣接する農地もありますが、耕作していない農地であり、日照、通風等による影響はないものと思われます。 今回の計画の中で、雨水については、自然流下となっております。 汚水等については、合併浄化槽を設置し、隣接する親の住居排水路を利用することになっております。 今回の案件については、特に問題はないかと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願ひします</p>
15番委員	<p>議案3号、整理番号4番の補足説明を行ないます。 令和3年4月16日 午後3時頃から、生月地区農業委員、推進委員、申請人、事務局で現地確認を行ないました。 今回の申請は、補助事業を活用したリース牛舎及び堆肥舎を建設する計画となっております。 近くには、生月最終処分所があり、周囲に民家や農地もなく、隣接地には別の農業者の牛舎等もあります。 汚水等についても、堆肥化する計画であり、 今回の案件については、特に問題はないかと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>ただいま、補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。 議案第3号を原案のとおり原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第3号を原案のとおり、原案のとおり許可することで決定いたします。</p> <p>《議案第4号 非農地通知取消について》 次に、議案第4号「非農地通知取消」について、事務局の提案説明を求めます。</p>

事務局	<p>議案書 8ページをお開きください。</p> <p>令和2年8月28日に開催した農業委員会総会において、農地法第2条第1項の規定による農地に「該当しない」と判断した土地について、土地所有者より申出があり、再調査を行った結果、農地に該当すると判断したため、非農地通知を取り消すものです。</p> <p>議案書 9ページをお開きください。</p> <p>整理番号1番 宝亀町字宮崎1054番2 他1筆、地目は畑で、地積計 452㎡について、4月16日 午前10時頃 中部地区農業委員、推進委員、土地所有者代理人、事務局で現地調査を行いました。</p> <p>前のスクリーンを見てください。位置としては、宝亀漁港のそばにあり、航空写真では山林原野化しているようにみえますが、実際の現場では、みかんが植えられており、現在も使用されておりました。</p> <p>このことから、今回、非農地通知取消します。</p> <p>以上の1件について、ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいま、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第4号について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>《議案第5号 非農地通知申出について》</p> <p>次に、議案第5号「非農地通知申出」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 10ページをお開きください。</p> <p>参考の欄で、線が引いてあるとおり、農地の所有者から該当農地が農地に該当しないことの証明を依頼された場合、農業委員会は、総会又は部会の議決により判断を行うこととなっております。</p> <p>議案書 11ページをお開きください。</p> <p>議案内容に訂正があります。</p> <p>整理番号について 1 2 2 と間違っております。 3番目について、整理番号2を3に訂正をお願いします。以後 気負付けます。</p>

事務局	<p>整理番号1番 申出人については、記載のとおりとなっております。</p> <p>申出を受けた土地について、田平町小手田免字宵ノ祭 666 番他 1 筆、地目は畑で、地積 計 2,306 m² であります。</p> <p>前のスクリーンを見てください。</p> <p>位置としては、ご覧のとおりで、航空写真においても、見てのとおり山林化しております。また、現況におきましても、山林化しております。</p> <p>整理番号2番 申出人については、記載のとおりとなっております。</p> <p>申出を受けた土地について、水垂町字岩の下、清水 257 番第2他 6 筆、地目は田、畑で、地積 計 5,924 m² であります。</p> <p>前のスクリーンを見てください。</p> <p>位置としては、ご覧のとおりで、航空写真においても、見てのとおり山林化しております。</p> <p>また、現況におきましても、山林化しております。</p> <p>整理番号3番 申出人については、記載のとおりとなっております。</p> <p>申出を受けた土地について、宝亀町字池田 60 番他 5 筆、地目は畑で、地積 計 2,045 m² であります。</p> <p>前のスクリーンを見てください。</p> <p>位置としては、ご覧のとおりで、航空写真においても、見てのとおり山林原野化しております。</p> <p>また、現況におきましても、山林原野化しております。</p> <p>以上の3件について、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
会長	<p>事務局の提案説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明をお願いします。</p>
13 番委員	<p>議案5号 整理番号1番の補足説明を行ないます。</p> <p>令和3年4月16日 午前9時頃から、田平地区農業委員、推進委員、申請代理人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請地は、進入路が無く、写真で見ていただいたとおり、雑木などが茂り、既に山林化となっており、耕作できるような状況ではありませんでした。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
16 番委員	<p>議案5号 整理番号2番の補足説明を行ないます。</p> <p>令和3年4月15日 午前10時頃から、北部地区農業委員、推進委員、申請人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請地は、写真で見ていただいたとおり、既に雑木などが茂り、山林化となっており、耕作できるような状態ではありませんでした。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
14 番委員	<p>議案5号 整理番号3番の補足説明を行ないます。</p>

	<p>令和3年4月16日 午前11時頃から、中部地区農業委員、推進委員、申請代理人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請地は、海岸に隣接する農地となっており、塩害が発生するなど、耕作する農業者がいない状況にあります。</p> <p>また、土地所有者は、高齢で県外に住んでいて、家族も県外に住んでおり、農地として維持管理をすることも出来ていません。</p> <p>写真で見えていただいたとおり、既に原野化がひどく、耕作できるような状態ではありませんでした。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>
会長	<p>ただいま、関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。</p> <p>(質疑なし)</p>
	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第5号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
会員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第5号について、原案のとおり決定いたします。</p>
事務局	<p>《議案第6号 第1回農用地利用集積計画(案)について》</p> <p>次に、議案第6号「第1回農用地利用集積計画(案)」について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案の説明は13ページになります。</p> <p>利用権設定各筆明細は、農業基盤強化促進法による賃借権になります。</p> <p>整理番号1番。利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地、紐差町字山の田、現況地目「畑」、面積286㎡ほか1筆合計532㎡、設定する利用権については、記載のとおりです。整理番号2番から6番についてはご一読をお願いします。</p> <p>計、新規1件、1筆、面積755㎡。再設定5件、15筆、面積20,386㎡。合計4件、16筆、面積21,141㎡となっています。</p> <p>つづきまして、議案書14ページ下段をお願いします。利用権設定各筆明細は、農業基盤強化促進法による使用貸借権になります。</p> <p>整理番号7番。利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。利用権を設定する土地、田平町下寺免</p>

	<p>字松ノ木、現況地目「田」、面積 497 m²ほか 1 筆合計 760 m²設定する利用権は記載のとおりです。8 番から 10 番についてはご一読をお願いします。</p> <p>計 新規 1 件 1 筆、面積 920 m²、再設定 3 件 4 筆、面積 2,401 m²。と合計 4 件、5 筆、面積 3,321 m²となっています。</p> <p>つづきまして、15 ページをお願いします。</p> <p>利用権設定各筆明細は、農地バンクを通して賃貸借を設定した土地の貸借になります。</p> <p>整理番号 11 番。利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。利用権を設定する土地、山中町字入口、現況地目「田」面積 164 m²ほか 1 筆、面積 1,763 m²。設定する利用権は記載のとおりです。</p> <p>計 新規 3 件、8 筆、面積 16,845 m²となっています。</p> <p>つづきまして、議案書 16 ページをお願いします。</p> <p>利用権設定各筆明細は、農地バンクを通して使用貸借権を設定した土地の貸借になります。</p> <p>整理番号 14 番。利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地、田平町下寺免字中村、地目「田」、面積 529 m²。設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>15 番については、ご一読ください。</p> <p>計 新規 2 件、2 筆、面積 2,433 m²となっています。</p> <p>説明は以上になります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。</p> <p>会長 ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。 (質疑なし)</p> <p> 質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。 議案第 6 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか</p> <p>委員一同 「異議なし。」</p> <p>会長 異議なしと認め、議案第 6 号について、原案のとおり決定いたします。</p> <p> 《議案第 7 号 第 1 回農用地利用配分計画（案）に対する意見について》</p> <p> 次に、議案第 7 号「第 1 回農用地利用配分計画(案)に対する意見」</p>
--	--

事務局	<p>について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書 18 ページをお願いします。</p> <p>設定する利用権の種類については、農地中間管理事業にかかる賃借権になります。</p> <p>整理番号 1 番。貸付人及び借受人については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地、田平町本山免字前田、現況地目「田」、面積 1,543 m²。設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>合計 1 件、1 筆、1,543 m²となります。</p>
会長	<p>ただいま、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を集結し採決に入ります。</p> <p>議案第 7 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 7 号について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>《報告第 1 号 農地改良届について》</p> <p>次に、「報告第 1 号 農地改良届」について、事務局の報告説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 19 20 ページをお開きください。</p> <p>当事者（届出人）から農地改良を行う旨の届出があったことから、農業委員会に報告します。</p> <p>整理番号 1 番 届出人については、記載のとおりとなっております。</p> <p>申出を受けた土地について、田平町以善免字崎大久保 1399 番他 4 筆、地目は畑で、地積 計 3,749 m² であります。</p> <p>農地改良に内容としては、来年以降に、イチゴハウスを建築するため、5 枚の農地を 1 枚の圃場に整備する。期間は、申請受付日の 4 月 8 日から 10 月 31 日までとなっております。</p> <p>前のスクリーンを見てください。</p> <p>位置としては、ご覧のとおりで、航空写真では、野菜等を耕作している農地です。</p> <p>現況については、一部、野菜を作っている状況です。</p> <p>整理番号 2 番 届出人については、記載のとおりとなっております。</p> <p>申出を受けた土地について、朶の原町字火ノ元 377 番 1、地目は</p>

	<p>田で、地積 2,289 m² であります。</p> <p>農地改良に内容としては、タマネギを栽培するため、覆土してかさ上げを行い、圃場を改良する。期間は、申請受付日の4月9日から9月30日までとなっております。</p> <p>前のスクリーンを見てください。</p> <p>位置としては、ご覧のとおりで、航空写真では、土地所有者が栽培していたアスパラハウスがあった農地です。</p> <p>現況については、ハウスも解体され、覆土を置いている状態になっております。</p> <p>以上の2件について、報告します。</p>
会長	<p>ただいま、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
3番委員	<p>2番の件で、水田であるが、地目に関してはどうなるのか。(田畑転換)</p>
事務局	<p>地目は「田」のままである。栽培に適した圃場にすりための措置であり、特に地目を変えることはない。</p>
会長	<p>ほかにありませんか。 (質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を集結し採決に入ります。 報告第1号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし」</p>
会長	<p>それでは質疑を終結し、報告第1号を終わります。</p> <p>《報告第2号農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約について》 次に、「報告第2号 農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約」について、事務局の報告説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案の説明は22ページになります。 整理番号1番 貸人、借人は記載の通りです。 貸借農地、大久保町字油チウ原、現況地目「畑」面積3,965 m² 契約内容は備考欄の通りです。 なお解約理由は3条議案に提出されているとおり、報告地について自分名義にし、農業を行うため解約するものです。 報告第2号の説明は以上です。</p>
会長	<p>ただいま、事務局から報告説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p>

(質疑なし)

それでは質疑を終結し、報告第2号を終わります。

■日程第6 閉会

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本総会における各議決案件について、その字句その他整理を要するものにつきましては、議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

委員一同

「異議なし。」

異議なしと認め、本総会における各議決案件の整理について、議長の一括委任とすることに決しました。

以上をもちまして、平戸市農業委員会第1回総会を閉会いたします。委員の皆様、お疲れ様でした。

閉会時刻：10時45分

議長 _____ 印

議事録署名人

3番委員 _____ 印

5番委員 _____ 印

■ 農業委員名簿

地区	議席番号	氏 名
北 部	16	岡 村 勝 彦
	6	前 原 正 行
	10	寺 田 俊 雄
	7	神 田 孝 夫
中 部	14	本 山 勝 茂
	2	前 川 一 夫
	8	濱 崎 保 久
南 部	12	青 崎 日 出 男
	9	山 下 忠 平
	17	末 永 定 之
生 月	11	谷 本 雅 嗣
	19	川 村 政 幸
	15	蜜 山 隆 満
田 平	3	松 本 一 郎
	1	小 川 隆 友
	13	大 山 荒 助
大 島	4	藤 沢 和 正
	5	松 山 浩 幸
	18	榊 屋 可 恵